
第 5 期町田市福祉の街づくり推進協議会 町田市バリアフリー部会
町田駅周辺地区協議会 第 5 回 会議録

開催日時：2010 年 4 月 28 日（水）午前 9 時 15 分～午前 10 時 35 分

開催場所：森野分庁舎 4 階 第二・第三会議室

出席会員：（敬称略・順不同）

吉田樹、風間博明、大塚義信、桑原正弘、安野イヨ子、関根善一、小枝公一郎、田島
隆子、井上幸夫、林正己（代理：櫛引）、栗田功一、杉森俊彦（代理：高橋）、三木健
明（代理：橋本）、皿嶋裕規、河野英夫、垣見龍次、柳澤秀秋、佐藤正志

事務局：（敬称略）

渋谷晴久、水野巖、秋本雅則、保坂陽子、中島哲郎、牧伸子、八尾晶子、他 3 名

傍聴人：0 名

【会議次第】

1. 開会
 2. 議題
 3. その他
- *****

【議題】

1. 町田駅周辺地区基本構想 素案について
- *****

【資料】

◎町田駅周辺地区協議会 会員名簿

◎席次表

◎資料 1 町田駅周辺地区基本構想 素案

【参考資料】

1. 第 4 回町田駅周辺地区協議会 議事録
 2. 市民意見募集 素案
 3. みんなのおでかけマップ（町田市バリアフリーマップ冊子版 2010 年版）
- *****

【議 事】

<開会>

省略

<資料確認>

省略

<確認事項>

会議録音、会議撮影、議事録とりまとめ、会議の公開について了承を得た。

<議題>

1. 町田駅周辺地区基本構想 素案について

(職務代理) 今日は2つの会議がございます。1つ目は、これから約1時間半のご議論を頂きます、第5回町田駅周辺地区協議会です。こちらの会は、先程、事務局から説明がありましたが、3月24日に町田駅周辺地区基本構想の素案を示して頂いた中で、皆様からご指摘頂いた事項につきまして、事務局の方からの提案が本日出されます。それについて、皆様にご議論頂きたいということです。2回目の会議は、10時50分頃からスタート致しますが、これから協議会で議論する内容を1つ上の町田市バリアフリー部会の方に報告をして承認を頂き、基本構想の策定がこの会議の中で整うということです。その後の段取りは、パブリックコメントをかけ、最終的な策定に移っていくということです。引き続き、ご協力お願い致します。では、まず事務局の方から前回の3月24日の会議後に、ご意見等を募集致しました。その内容につきまして、ご報告して頂きたいと思います。

(事務局) 前回の会議後に頂いたご意見は2つございます。

1つ目は、基本構想素案について、「歩行困難な利用者にとって、安全な乗降車場対策をお願いしたい」というご意見がありました。2つ目は、特定事業検討資料について、「タクシーの利用の際、乗り場脇にポール等を設置しボタンを押せば、身体障がい者や高齢者等の交通弱者が優先的に利用できるようなシステム対策を検討して、特定事業検討資料に取り入れて頂きたい」というご意見がありました。前段のご意見の乗降車場は、現在、駅前広場におけるバスやタクシー、送迎車両の在り方について問題が指摘されております。町田市交通マスタープラン推進協議会でバス路線の再編やバスセンター機能の充実を検討する必要があると考えております。その中で、バリアフリー基本構想とは別に検討していきたいと考えております。また、バリアフリー基本構想の中で、タクシー乗り場の整備としては、利用しやすい乗り場への改善として、タクシー乗り場の障がい者マークの表示を改善することをあげております。後段のご意見は、障がい者等へ、優先的に利用できるようなシステムで対応するよりは、譲り合いの心や案内係を配置するなどの対策が考えられます。以上が、提示されたご意見とそれに対する考え方でございます。

(職務代理) 事務局の方から前回の協議会で細かく議論できなかったところの意見を募集させて頂いた中で、2つの意見が出されたということで、今、事務局の方から考え方

が示されたということです。内容につきましては、基本構想と交通マスタープランの中に位置づけている部分があります。特に今回頂いた内容が、タクシー利用、自動車の交通処理と大きく2つのポイントがありました。そちらの方は、バリアフリーだけで計画をたてた場合、どうしても小さくなってしまうということになりますので、全体の交通問題を捉えるということで交通マスタープランの推進の中で進めさせて頂くという様な仕分けをしたというのが、事務局の説明だったと思います。この点につきましても、ご意見がありましたら、引き続き基本構想素案に関する議論の議事の1つ目の所でご意見を頂ければと思います。

それでは、本日の議題1の「町田駅周辺地区基本構想素案について」です。今日、ご議論頂く内容は、前回3月24日の会議の際に皆さんが出された意見につきまして、事務局で踏まえまして修正を図りました。その内容にご議論頂きます。基本的には、基本構想を策定した後、特定事業計画を立て事業に移ってまいります。個別の詳細の設計等については、後に委ねるということになります。まずは、町田市のバリアフリー部会、協議会として、どこから取り組んでいけばいいのか、どこに取り組んでいくのかという基本方針を示したものが基本構想の位置づけになります。

その辺りを中心にご議論頂きたいと思います。

資料1に基づき、事務局より説明。(省略)

(職務代理) 資料1の町田駅周辺地区基本構想素案のP.11、P.12の基本方針の1~4についての内容を書き加えています。書き加え内容がこれでいいのか、あるいは、もう少し踏み込むべきなのかをお考え頂きたいと思います。P.24~26のコアエリアの話とその他事項の心のバリアフリーの系統、つまり啓発活動についての書き方も緑色の文字で追加されている部分です。あるいは、道路の事業内容についても、少し書き方が変わっています。P.21についても、整備内容、整備時期、全体にそれぞれ書き加えられています。道路の所で全体の説明と整備内容の話、2ページ前に公共交通に関する事業内容が書かれています。事業内容の所は、全体的に書き方が変わっているところがあります。その辺りに注目して頂きながら、ご意見を頂戴したいと思います。今日の前半戦の会議では、11時ぐらいから始まりまずバリアフリー部会に向けて、こういう形で協議会では提案してよろしいかということまでいこうと思っています。

ご意見ありますか？

少し分量が多いので、確認して頂く時間を若干とりたいと思います。

皆さんから意見が出る前に1点。P.12の基本方針4が皆さんのご意見を踏まえて1番書き方が変わった所だと思いますが、次のP.13で基本方針と事業を対象表の様に整理してありますが、特に来訪者、来街者が町田駅周辺には多いという特徴があって、その人達にも啓発をしていくことが必要ではないかということで、重要なのですが難しい話が出されましたが、その辺りをどのように取り組んでいくのかという記述はどのようになっていますか？

お年寄りに進んでお手伝いをしましょう」というような一般向けに張られたポスターを見かけたことがあります。こういう形でカバーしているのだと思いました。実際に「お手伝いしましょうか」という声をかけられたので、結構、効果が見られたので、そういうのもいいのかと思います。

(職務代理) これは、1つの工夫ということになると思います。もちろん自力で行けるということが目指すべき姿だとしても、そこまでの過渡期のところでどういう風に対応していこうかというとき、声がかげづらいときに、そういったポスターがあることにより声がかげやすくなるのは、いいことだと思います。

具体的な個別施策の中で、来街者に対してどういう形で意識をもっていくかというヒントになる施策かもしれません。実施計画の中で引き続きご意見頂いて取り組んで頂ければと思います。

(C 会 員) 来街者に対する町田市の福祉に関する事で、前回も述べましたが、施設などを整備することは大事なことなのですが、そう思っている人にしかその結果はわからないことなのです。先程、職務代理も言われた様に、サインポストなどが非常に重要だと思います。町田市で弱者に対する標語みたいなものを作りまして、それを駅の目の前や重要なところにサインポストを作って、啓発活動を行っていただきたいと思います。駅周辺のお店というのは、大体大きなお店がやっていて店長すらアルバイトだということで、大きな会社だからこそ、町田市の施策を説明し福祉に関して協力して下さいという講習会などを短時間でも開いて啓発していく方法をとるのもいいと思います。

整備することも結構だと思いますが、最終的には、人の心が問題だと思うので、困っている人がいたら手を差し伸べる気持ちを啓発することが最重要な課題だと思います。主要なところに、ヘルプカードを設ける等、みんなが共有できるような方法で弱者を助けることが重要だと思います。

(職務代理) 来街者、来訪者のアプローチの仕方ということで、「人がどのような意識を持っているかということがバリアフリーの推進のためには重要である」というご意見を頂きました。

(B 会 員) 先程、言った意見とC会員の意見の中間の意見なのですが、行政が「お手伝いしましょう」と、きれいな言葉を掲げただけで、甘んじてはいけないということなのです。あくまでも代替であって、基本的に物理的な物も改善していかなければいけないということなのですが、一歩前で止まってしまう傾向があります。「お手伝いしているからいい」という意識で止まってしまう傾向になりがちなので、課題だと思います。

(職務代理) 重要なお指摘です。立ち止まってしまったら、進まないという話です。

今、町田駅周辺で議論しておりますが、P.18とP.21に全体という欄が今回追加されました。これは、公共交通のバスと電車の乗り継ぎや小田急町田駅の様な地下鉄の駅の様な構造である駅から上がるとどこへでるのかということで、サインの計画を立てて、それに基づいて動いていきたいと思いますというのが、全体の「町田市サイン計画を踏まえ」ということです。問題は、サイン計画というのが存在するという事です。事務局の方からサイン計画について説明していただけますか。

(事務局) 町田市サイン計画とは、サインの手法のやり方について町田市の基本計画として検討させて頂いております。現サインでは、施設の位置表示をさせて頂いております。どこにあるかということが基本的なサインとなっておりますが、今回、改善ということで問題にあがっているのは、サインのつながりについて総合的に見直さなくてはいけないということで検討という形で載せさせて頂いております。

(職務代理) ここは大事なところ。「サインがあればいい。統一されていればいい」という話ではなく、どこでどのタイミングでどれだけの情報量を提供するかという話が大事になってきます。例えば、JRあるいは小田急の改札口を出た場合に、「バスはこっち」と書いてありますが、あの段階ではそれで十分だと思います。町田のバス系統、全63系統が書いてあっても覚えられませんし、意味がないと思います。ところが、そのバスの方向に歩いて行ったところにちゃんとしたバスの案内表示板がありますが、町田の場合は、バスセンターとバスターミナルがあり、市民の方でもどちらがターミナルでどちらがセンターかというのはバスを使い慣れていないと全く分からないと思います。そのあたりの番号の付け方なども踏まえて総合的にやるというのが総合計画だと思います。現在、町田の場合には、統一フォーマットで地図があって、トイレがどこにあるかなどが表記されているのは、サイン計画でやられていると思います。交通サイン計画というのをしっかり位置づけていかないとイケません。今あるサイン計画というものが交通サイン計画に耐えるものなのかとういことを検証しないと実施事業に移せないと思います。事務局の中でどのように位置づけるのかを検討していただいた方がいいと思います。

(D 会員) P.12の基本方針4に「より質の高いバリアフリー化」ということで「より質の高い」と言葉を入れたことによって、緑字で直した部分というのは、全体に至って踏まえていっていると思うのですが、いま一步落ちないのです。質の高いバリアフリーと言って、その他の部分でも問題を指摘してありますが、人やバリアフリーの基準というのは口頭では説明できませんけど、果たして本当に他と比べて質の高いバリアフリーという言葉につながるのでしょうか。この間のモラルという言葉からの意向なのかもしれませんが、なぜこの言葉を使ったのか教えて下さい。

(事務局) ここは、事務局でも書き方について苦慮した点であったのですが、マナーの向上というだけに留めない、もう少し踏み込んだ書き方ということで、マナー向上というだけでなく、もっとバリアフリーを進めていくこととしてどんな言葉がいいかというのを判断した中で「より質の高い」という言葉にしました。もう少し適切な言葉があれば、変更したいと思います。

(職務代理) おそらく、D会員の意見は、基本方針で「質の高い」と書くことがいいかどうかという話ではなくて、質が高いと言っているものの、P.13の事業内容がどこでもやっている様なことが並んでいるのではないかということだと思います。基本方針と事業内容に断層があるのではないかというところを気にされているのではないかと思います。その辺のことが他にも言えるのです。例えば、基本方針1の「スムーズな乗り換えを目指す」とあります。町田駅は、鉄道駅から鉄道駅、あるいは鉄道駅からバスターミナルの乗り継ぎがポイントですから、重視していきましょうという話はあるはずだと思います。しかし、基本方針1で事業内容として書

いてあるのは、誘導ブロックの設置・改善、案内・サインの設置・改善としか書いてなく、全体では、サイン計画（建設部で作成済）と書いてあるのです。なぜ、基本方針からこの事業につながっていくのかを個別の事業戦略を間に入り込ませないといけないと思います。サイン計画が作成済であったとしても、そのサイン計画というのが交通のサインとして有益な計画であるのかどうかというのをチェックしていかなければいけないと思います。基本方針4の心のバリアフリーということで、来街者に対してどのように対応するかについても、D会員の意見についても、B会員の意見の様にポスターで啓発するのもポイントかもしれませんがといったような意見についても、そのような事業に結びつける前のアクションプランに相当するようなクッションというものが無いと事業というのがバラバラに進められていってしまっていくのではないかと思います。つまり、基本構想の指針性というものが果たしてどこまで担保されるのかということが腑に落ちないところなのかと思います

(事務局) 表の事業内容の書き方が、基本方針からすぐに事業内容につながる様な書き方になっておりアクションプランが表記されていない形になっており、わかりづらいと思います。パッケージ自体の作り方が、国交省に提出する書類の書き方になっておりますので、ご指摘の通り、アクションプランなどが入っていませんとわかりにくいと思います。

(職務代理) 基本方針1~4を立て、個別の事業が突然つながっているけれども、それが基本方針の実現する施策なのか、それとも行政が進めようとしている施策が基本方針に結びつけられているのか区別がつかえません。特定事業計画を立てていって、この基本方針というものを実現するためにどのような感じでやっていくか、詳細設計をどのように行っていくのかということを立てるわけです。その特定事業計画の中でどういうことを議論していけばいいのか、例えばP.13でしたら、基本方針1と事業の間にどのようなこと検討していく必要があるのか、それに伴ってどのような事業が想定されるのかがわかるような流れ方にしないと、方針と事業の間に断層がありすぎると思います。他地域の基本構想ではそういう書き方はしていないと思うのですが、他地域でやっていないから町田でやってはいけないということにはなりませんし、他地域と同じフォーマットでやってしまうと町田の独自性が全くないということになりますので、こういうようなことはちゃんとやっておくべきだと思います。先程のA会員のご意見のように、本当に代替ルートはできるのかというような質問にも答えられないと思います。P.13の基本方針と事業内容を結びつける間で何を考えればいいのか整理をしておいて頂くのが必要であるという気が致しました。

この件に関しては、事務局の方で検討して頂きたいと思います。

今日の段階では、基本方針の書き方を含めて、こういう基本方針で概ねよろしいかということ議論、確認して頂くということで仕分けたいと思います。

(B会員) 気がついたことがあるのですが、福祉のまちづくり推進協議会ということで、そこで全てを語っていると思うのですが、自分達は何のためにこういう話し合いを行い、こういう場を設けているのかということを考えてみると、障がい者や高齢

者などを考えたまちづくりをと考えているかもしれないですが、本来的には、共栄共生のために行っているのだと思います。より質の高いバリアフリーというのは、どういったことかと考えたときに、共栄共生のためにやっているということ、我々のスタンスとして言葉で示す必要があると思います。

(職務代理) 基本方針というは、何のために議論して何のためにやっているのかを書き込むところですから、「質の高いバリアフリー化」というのは、何をやっているのかを全体的にもう少し書き込まれていた方がいいのではないかということですね。確かに、基本理念や基本方針を立てるときに、議論すればするほど難しいこともあって、これが憲法のようなものになっているのです。これから皆さんと力を合わせて町田駅周辺のバリアフリー化に挑んでいくときに、悩むときなどにひとつの指針性になるものですから P.11～12 に書き込まれていなければいけないのです。多少、荒っぽい書き方をされていたとしても、自分たちがもう 1 回読んだときに元気になるような書き方をしていた方が良いでしょう。

昨日、行った京丹後市という所は、6 市町村が合併してできた市なのですが、隣のバス会社がつぶれたのを機に交通計画を立てることになり、同じように基本方針、基本理念を立てたのですが、事務局が提案したのを全面否決して、市民会員が代替案を立て提出し、それで 5 年間ずっとやってきているということでした。それで住民の意識が高まったということをおじさんが言っていました。この間から、かなり議論して事務局の方で作り込んで頂きましたので、ひっくり返すということはないにしても、無機質的な書き方ではなく有機質的な書き方に、もう少し工夫できるのではないかと思います。

(D 会 員) 基本方針 4 におけるバリアフリーとは、人と人とのつながりであり、みんなで支え合っていくものであり、箇条書きに行政や交通事業者などという書き方ではなく、市民全員がふれあっていられる様なのが理想的だと思います。ここの中で、言葉を大きく変えるということではなく、定義的な感じではなく、明るい感じに書けてないのかなと思います。あくまでも行政が書いた文章という感じではなく、子供でもわかりやすいフレーズに変えられないでしょうか。

(職務代理) 新しく書き加わったのですが、元気であるようなフレーズがもう少し欲しいと思います。基本方針 1～4 については、方針としての方向性は問題ないという確認は得ていますので、全面的に書き変わるということではありませんが、内部の書き方については弱いという側面がありますから、事務局の方でも再度考えて頂き、またみなさんの方でも、提案を事務局の方へして頂きたいと思います。基本方針 1～4、基本理念というものが町田駅周辺を整備する憲法になることですから、みなさんでお考え頂きたいと思います。

(E 会 員) 難聴者の立場からお話致します。聞こえない人は移動するときの不便さはないのですが、乗り物に乗ったときの不便さがあります。タクシーに乗るときに、一方的に行き先を告げられるのですが、運転手に何か言われるのではないかという不安があります。道に止まって筆談をしてもらうにしても、車は止まってしまうので運賃が高くなってしまいますので、カードの様な物を作っておいて、よく聞くフレーズなどが書いてあれば、便利だと思います。

(職務代理) 早速、工夫ができそうなご提案だと思います。そのあたりのことについては、実施計画の中でも続けていきたいと思っています。D会員（タクシー事業者）いかがですか。

(D 会員) 町田は、車いすの方々に対しては、タクシー会社の方も色々なサービスで対応させて頂いておりますが、視覚障がい者や難聴者に対するアクションは乗務員にしても組合員にしても、そこまで考えていないのが現状だと思います。常にタクシー会社としても、障がい者団体などに身を置いて、色々なノウハウを拾っていくのがいいと思います。

(職務代理) このあたりのことに関しては、どのような形で取り組んでいけばいいのかと当事者の皆さんのご意見を伺って、工夫していくことが必要になっていくことと思います。

(F 会員) 町田の場合は、東京都なのですが、バス会社が神奈中と小田急バスしかありません。都バスでは、障がい者は無料という特権があるのですが……。神奈中バスに乗ることが多いのですが、半券を出して乗らなければならないので、都バスと同じような扱いになりませんか。神奈中バスの運転手で対応が悪い方もいるので、バスに乗りにくい状況になっています。乗務員の対応などは、心のバリアフリーにつながっていると思います。

(職務代理) G会員（バス事業者）、今のご意見についていかがですか。

(G 会員) 車いす、交通弱者に対する教育は、日々やっているところですが、また色んなご意見を頂ければ、できることできないことはあるかと思いますが、これからも努力していきたいと思っています。

都バスと同じように乗れるかということについてなのですが、具体的にどういった形となるでしょうか。例えば、券を見せないで、そのまま自由に乗れるといったことでしょうか。

(F 会員) 役所の方に身体障害者手帳を持って行くと証明書が頂けて、それを見せると都バスは無料で乗れます。神奈中バスに乗るときは、100円と半券と身体障害者手帳を見せないと半額にならないということで、時間がかかるのです。

(職務代理) ここのところについては、経緯がございます。公営交通がなぜ無料でバスに乗せるのには理由がございます。公営交通というのは赤字ですから、東京都から一般財源で拠出をしないと潰れてしまいます。単純に、「公営交通が赤字ですから一般財源で埋めましょう」というと都民のためにならないのではないという節があり、高齢者や障がい者の方々に対して都が一般財源の中で負担して、その代わりパスをお渡しして実際に乗って頂くという政策としてやっているわけです。福祉目的というのは後からでてきたことであり、元々は公営交通に対する損失補填からお金を出すということを正当化するための理論なのです。これは、東京だけではなく、全国どこでもそうなのです。それを神奈中や小田急バスが行うとなると、誰が負担するのかということになります。町田市が全部負担してくれればいいのですが、誰も負担する人がいないのです。例えば、シルバーパスというのがありますが、武蔵野市で調査したのですが、普通に乗るのが210円で、シルバーパスで乗るとバス会社には3〜4割程度しか収入が入ってこないらしいのです。残りの分

は、バス会社が全部かかえないといけないという話になってきます。バス会社に多大な負担がかかってくると思います。むしろ、無料で乗れるということではなく、半額払ってもいいから、払うからには気持ちよく乗せてくれという方がいいと思います。

その他、いかがでしょうか。

・意見・質問なし

(職務代理) ここで、まとめたいと思います。

まず1点目は、P.11～12の基本方針について、意見が出されました。特に、基本方針4を中心に意見をお出し頂きましたけれど、前回の3月の段階で方針、理念としては了解頂き、今回、文章を修正して頂いていますが、少し無機質ではないか、あるいは、もう少し全体でやりましょうという繋ぎが少し弱いのではないかとご指摘頂きました。ここについては、事務局の方で修正して頂くと共に、是非皆さんの方からもご意見を頂きたいと思います。ただ、基本方針の大枠としてはこのままでいきたいということです。

2点目は、P.13の基本方針と個別の事業の繋ぎに断層があるのではないかという話でした。これから特定事業をどのように進めていくかという実施計画に移っていくときに、どういう方向を検討していけばいいのかというのを基本方針の後に書き加えて頂き、それを実現するためならばこの事業をというのがもう少しわかりやすいストーリーを入れ込んで頂ければいいのではないかと思います。

3点目は、P.26のその他事項で、色々書いてありますが、来街者に対してどのような対応をしていくのかということについて実施計画の折も含めて考えていきましょうということです。今日、いくつか皆さんからご提案も頂きましたので、ヒントになることが沢山あったと思います。その辺りを活かしましょう。

4点目は、P.21の道路や公共交通の所にあるサイン計画が、交通サイン計画として、今作成されているサイン計画が使えるのかどうかを含めて検討していく必要があるのではないのでしょうかということです。

以上、1点目から4点目から確認を致しましたが、そういう形で今日はとりまとめさせていただきます。

大枠として、この素案のままでいき、4点程留意事項をつけた上で、次の後段のバリアフリー部会にお図りするということで仕分けたいと思います。いかがでしょうか。

(全 会 員) 了承。

(職務代理) ありがとうございます。それでは、基本構想素案はこのような形にして、申し上げた留意事項については、ご検討頂きたいと思います。基本方針につきましては皆様からのご意見を頂きたいと思います。

<その他>

省略

<閉会>